

日医発第 1799 号（医経）

令和 6 年 1 月 12 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

医療法人の経営情報の報告について

医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度については、令和 5 年 8 月 9 日付文書（日医発第 877 号）、令和 5 年 10 月 6 日付文書（日医発第 1240 号）等でご案内しているところです。

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室より各都道府県衛生所管部（局）担当課宛に事務連絡「医療法人の経営情報の報告について」が発出され、本会へ周知要請がございました。

改正医療法の施行により、令和 5 年 8 月以降に決算期を迎えた医療法人から、当該法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報を原則、会計年度終了後 3 ヶ月以内（外部監査対象の医療法人は 4 ヶ月以内）に都道府県知事に報告することとなっております。本件は厚生労働省から都道府県担当課あてに未だ報告のない医療法人への報告の促進を依頼するものです。

なお、令和 6 年能登半島地震による影響を受けた地域の自治体及び医療法人については震災への対応を優先いただき、当該状況が落ち着いた後、ご対応いただきたい旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件の周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

【添付資料】

・「医療法人の経営情報の報告について」

（令和 6 年 1 月 10 日 厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室）

以上

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 10 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

医療法人の経営情報の報告について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生所管部（局）担当課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 10 日

各都道府県衛生所管部（局）担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

医療法人の経営情報の報告について

医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度について改正医療法が施行され、令和 5 年 8 月以降に決算期を迎えた医療法人から、当該法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報（以下「経営情報」という。）を原則、会計年度終了後 3 月以内（外部監査対象の医療法人は 4 月以内）に都道府県知事に報告することとなりました。

これに関して、既に報告時期を迎えている令和 5 年 8 月決算法人について、該当の医療法人 6,458 法人（G-MIS 医療法人マスタによる。）に対して、令和 5 年 12 月末時点で 1,581 法人（うち G-MIS による報告 567 法人、書面の電子化受託事業者に送付 1,014 法人）の報告に止まっています。

もとより年末の業務多忙時期と重なり、自治体の確認の後、事業者への送付にも一定の期間を要するものと承知していますが、今後、経営情報をデータベース化により一元管理することで政策の企画・立案に活用し、国民理解の促進に活用するものであり、政府内外で重要性を強く認識されています。

つきましては、事情ご理解の上、未だ報告のない医療法人への指導・助言を含め報告の促進を頂きますようお願いいたします。

なお、今般の令和 6 年能登半島地震による影響を受けた地域の自治体及び医療法人については震災への対応を優先いただき、本件につきましては当該状況が落ち着いた後、ご対応頂きますことをお願いいたします。